

柔道整復師(整骨院・接骨院)のかかり方

最近、整骨院や接骨院で柔道整復師の施術を受ける人が増えてきました。

整骨院や接骨院などの柔道整復師は**医師ではない**ことから、健康保険の適用範囲は制限され、**すべての施術に健康保険が適用されるわけではありません**。しかし、一般の病院と同様、窓口で一部負担金を支払うだけで施術を受けられるため、気軽に柔道整復師(整骨院・接骨院)にかかったら、あとで健康保険が適用されないことがわかり、問題となるケースがあります。



整骨院・接骨院にかかるとき

組合員証・被扶養者証が使える場合

- 外傷性のねんざ・打撲(スポーツでのねんざ等)
- 医師の同意のある場合の骨折・脱臼の施術
- 応急処置で行う骨折、脱臼の施術
(応急手当後の施術には医師の同意が必要です)

組合員証・被扶養者証が使えない場合

- 単なる(疲労性・慢性的な要因からくる)肩こりや筋肉疲労など
- 病气(内科的原因からくる疾患)によるこりや痛み
- 脳疾患後遺症等の慢性病
- 症状の改善がみられない長期の施術(応急処置を除く)
- スポーツなどによる肉体疲労改善のための施術
- 仕事中に起きた負傷(公務災害基金からの給付になります)

柔道整復師(整骨院・接骨院)の施術を受けるときの**注意事項**

1. 負傷原因を正確に伝えてください。

外傷性の負傷でない場合は組合員証・被扶養者証は使えません。なお、負傷原因が公務災害に該当する場合は、公務災害基金からの給付になります。また、交通事故に該当する場合は、所属所を通じて共済組合に連絡願います。

2. 病院での治療と重複はできません。

保険医療機関(病院、診療所など)で治療中の同一負傷について、同時期に柔道整復師の施術を重複して受けた場合は、原則として柔道整復師の施術料は全額自己負担となります。

3. 施術が長期にわたる場合は、医師の診断を受けてください。

施術が長期にわたる場合は、内科的要因も考えられますので、医師の診断を受けてください。

4. 療養費支給申請書は内容をよく確認し、自分で署名・押印してください。

療養費支給申請書は、柔道整復師に共済組合への請求を委任するものです。負傷原因、負傷名、日数、金額をよく確認し、自分で署名・押印をしてください。ご自身で署名することが困難な場合は家族の方などに代理で記入してもらうようにしてください。

白紙の用紙に署名をすることは間違った請求につながりますので、ご注意ください。

5. 領収書は必ずもらいましょう。

領収書は必ずもらい、金額に問題がないか確認しましょう。領収書は、医療費控除を受ける際に必要です。大切に保管してください。(※ただし、福祉医療該当者(自己負担のない方)は除きます。)

領収書は、原則無料で発行することが義務付けられています。

また、診療内容の明細書がほしい場合は、希望すれば発行することが義務付けられています(実費の場合もあり)。

共済組合からの お願い

共済組合では、間違った請求を防ぐために後日、「受診確認票」により施術内容についてお尋ねする場合があります。日頃から受診日・負傷部位・施術内容・金額などをメモに残しておくなど、回答にご協力をお願いいたします。